

第6回トラック輸送取引環境・労働時間改善 中央協議会の概要（平成29年5月19日開催）

（第5回トラック運送業の生産性向上協議会との合同開催）

第6回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 及び第5回トラック運送業の生産性向上協議会

平成29年5月19日(金) 10:00～12:00
中央合同庁舎3号館 10階共用会議室

【議事次第】

- I. 開会
- II. 議題
 - 1. 地方協議会におけるパイロット事業の報告について
 - 2. 貨物自動車運送事業における生産性向上に向けた調査事業の報告について
 - 3. 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の検討状況について
 - 4. 働き方改革について
 - 5. その他

III. 閉会

【配布資料】

- 議事次第、委員名簿、配席図
- 資料1 パイロット事業のまとめ概要【厚生労働省・国土交通省】
 - 資料2 貨物自動車運送事業における生産性向上に向けた調査事業【野村総研】
 - 資料3 トラック運送業の適正運賃・料金検討会について【国土交通省】
 - 資料4 「働き方改革実行計画」について【厚生労働省】
 - 資料5 「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定について【国土交通省】
 - 資料6 中継輸送の普及・実用化に向けた取組について【国土交通省】
 - 資料7 荷待ち時間の記録義務付けについて【国土交通省】
 - 資料8 農産品物流の改善・効率化に向けて【農林水産省】
 - 添付資料 パイロット事業の概要（47都道府県）【厚生労働省・国土交通省】
 - 添付資料 自主行動計画（本文）【国土交通省】

▶全体資料URL http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

< 概要 >

- 1. 地方協議会におけるパイロット事業の報告について
 - 平成28年度パイロット事業の実施結果
 - ・ 全国47都道府県において48のパイロット事業を実施
 - ・ 各都道府県で取り組んだパイロット事業について、取組課題と取組内容を分析、その傾向等について報告
 - ・ 拘束時間の短縮効果が高かった事業について好事例として紹介
- 2. 貨物自動車運送事業における生産性向上に向けた調査事業の報告について
 - トラック運送における生産性向上方策に関する手引き
 - ・ “荷主とトラック事業者”“荷主間”“トラック事業者間”など複数の主体の協力・連携によるトラック運送の生産性向上の考え方や体系を整理、成功事例を紹介
 - 原価計算の活用に向けて（パンフレット）
 - ・ トラック運送における原価計算の実施状況や活用事例を紹介
 - ・ 原価計算の実施手順や原価計算に役立つツール・セミナー等を掲載
- 3. 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の検討状況について
 - トラック事業者へのアンケート調査結果
 - 運送以外のコストを適切に収受するための方策
 - ・ 運送及び運送以外の役務への対価について明確化することの整理案
- 4. 働き方改革について
 - 働き方実現会議
 - 働き方改革実行計画
- 5. その他
 - その他の取組等
 - ・ トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定について【国土交通省】
 - ・ 中継輸送の普及・実用化に向けた取組について【国土交通省】
 - ・ 荷待ち時間の記録義務付けについて【国土交通省】
 - ・ 農産品物流の改善・効率化に向けて【農林水産省】

1. 地方協議会におけるパイロット事業の報告について

平成28年度におけるパイロット事業の実施結果

○全国47都道府県において対象集団が決定。合計48のパイロット事業を実施。

○荷種の内訳は、食料品11件、農産物7件、紙・パルプ4件、建設資材3件、機械製品3件、飲料2件、鮮魚2件、繊維製品2件、工業製品2件、その他12件となっており、全国で様々な荷種を扱った。

都道府県		発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	北海道	○	○	○	鮮魚
東北	青森	○	○	○	農産物
	岩手	○	○	—	木工製品
	宮城	○	○	—	計器
	秋田	○	○	—	パルプ・紙
	山形	○	○	○	農産物
	福島	○	○	○	農産物
関東	茨城	○	○	—	コンクリート製品
	栃木	○	○	—	食料品
	群馬	○	○	—	農産物
	埼玉	○	○	○	工業製品
	千葉	○	○	—	食料品
	東京	○	○	○	紙
	神奈川	○	○	○	水道管
	山梨	○	○	○	食料品
北陸 信越	新潟	○	○	—	米菓
	長野	○	○	—	食料品
	富山	○	○	○	紙・パルプ
	石川	○	○	—	建設資材
中部	愛知	○	○	—	建設資材
	静岡	○	○	○	フィルム・シート
		○	○	—	鮮魚
	岐阜	○	○	○	食料品
	三重	○	○	—	食料品
	福井	○	○	—	繊維製品

都道府県		発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
近畿	大阪	○	○	○	食料品
	京都	○	○	○	鋼材
	兵庫	○	○	—	機械製品
	滋賀	○	○	○	日用品
	奈良	○	○	○	機械製品
	和歌山	○	○	○	建設資材
中国	広島	○	○	○	機械部品
	鳥取	○	○	○	乳製品
	島根	○	○	○	フードサービス機器
	岡山	○	○	—	飲料
	山口	○	○	○	繊維製品
四国	徳島	○	○	○	紙
	香川	○	○	○	食料品
	愛媛	○	○	○	農産物
	高知	○	○	○	食料品
九州	福岡	○	○	○	工業製品
	佐賀	○	○	—	食料品
	長崎	○	○	○	食料品
	熊本	○	○	—	農産物
	大分	○	○	—	卵
	宮崎	○	○	○	農産物
	鹿児島	○	○	—	鶏肉
沖縄	沖縄	○	○	○	飲料・雑貨

1. 地方協議会におけるパイロット事業の報告について

平成28年度パイロット事業の取組課題と取組内容（その1）

取組課題	取組内容
①集荷・配送の経路等の見直しによる全体の拘束時間の削減	○ストックポイントの設定、倉庫の集約、集荷・配送外部委託の活用など、発荷主側又は着荷主側での集荷・荷卸しの箇所数の削減（山形、静岡、奈良、愛媛、福岡、熊本） ○集荷と長距離輸送・配達の分離、積込みと配送の分離（佐賀、長崎） ○荷主の協力の下、貨物のサイズを特殊車両通行の許可が不要なものに変更し運行時間や経路を改善（和歌山） ○高速道路の利用区間の変更・拡大（岐阜、三重、鳥取、長崎） ○運送の一部を別車両やフェリーに切り替え（大分、宮崎、鹿児島）
②入出荷情報の事前提供による運行の効率化	○運送業者に対する出荷情報の事前提供等によるトラックの運行計画の最適化（青森、岩手、長野、滋賀、広島、岡山、香川、徳島） ○発荷主から着荷主へのFAXによる積荷明細の確実な連絡や荷主企業内の出荷伝票の電子化など連絡体制の改善（北海道、茨城）
③荷待ち時間の削減	○出荷日の見直しにより数量を事前に把握、運送業者に提供することによる荷待ち時間の削減（福島、京都、宮崎） ○着荷主側の倉庫の受入能力に応じて発荷主側が1日当たりの出荷台数を抑制することにより、着荷主側倉庫への入庫量を調整（東京） ○小ロットの商品の優先受付・優先検品を先に行うなど着荷主側の運用を改善（沖縄） ○パソコンを使用した予約システムの活用や先着順ではなく事前に入庫時間を指定する制度の導入（秋田、山梨、鹿児島）

1. 地方協議会におけるパイロット事業の報告について

平成28年度パイロット事業の取組課題と取組内容（その2）

取組課題	取組内容
④荷役作業の効率化	○あらかじめトラックの車高に合わせた荷姿とすることや荷積み倉庫を集約するなど倉庫作業の効率化（青森、栃木、神奈川、新潟、富山、石川、静岡、福井、兵庫、島根、岡山、山口） ○バラ積みのパレット化や空きスペースを活用したボックスパレットの導入などパレットの活用（群馬、山梨、静岡、鳥取、鹿児島） ○面単位又はパレット単位での発注方式への変更（高知） ○手作業による積込・荷卸しの補助員の配置等、マンパワーの拡大（埼玉、三重、香川、佐賀、長崎）
⑤附帯作業の改善 （検品、ピッキング等）	○荷主と運送事業者の両方で重複していた検品作業を廃止するなど、発荷主側倉庫の作業のオペレーション変更（千葉） ○ピッキング作業の導線や担当分野の見直し、台車ピッキングからパレットピッキングへの変更、商品の配置換えなど倉庫内の整理等による作業の効率化（青森、栃木、神奈川、千葉、新潟、富山、石川、静岡、福井、兵庫、島根、岡山、山口） ○梱包から積込みまで全行程を見直し、梱包作業場所を変更（福井）
⑥施設面の改善	○荷積み専用バースの運用の改善やスペースの設置などによる作業の効率化（青森、栃木、神奈川、新潟、富山、石川、静岡、福井、兵庫、島根、岡山、山口） ○倉庫内の保管スペースを見直し、荷役スペースを増加（富山、福井、奈良、島根、岡山）
⑦その他	○復路の貨物を確保することによる運行日数の延長、休憩場所を変更し早期の帰社による自宅での休息に切り替え等により休息期間を確保（北海道、宮城、鳥取） ○GPS運行管理システムの活用や、車両の入場時間・積込開始・終了時間のデータ調査により「見える化」を行い、荷主と実態を共有（茨城、広島、高知）

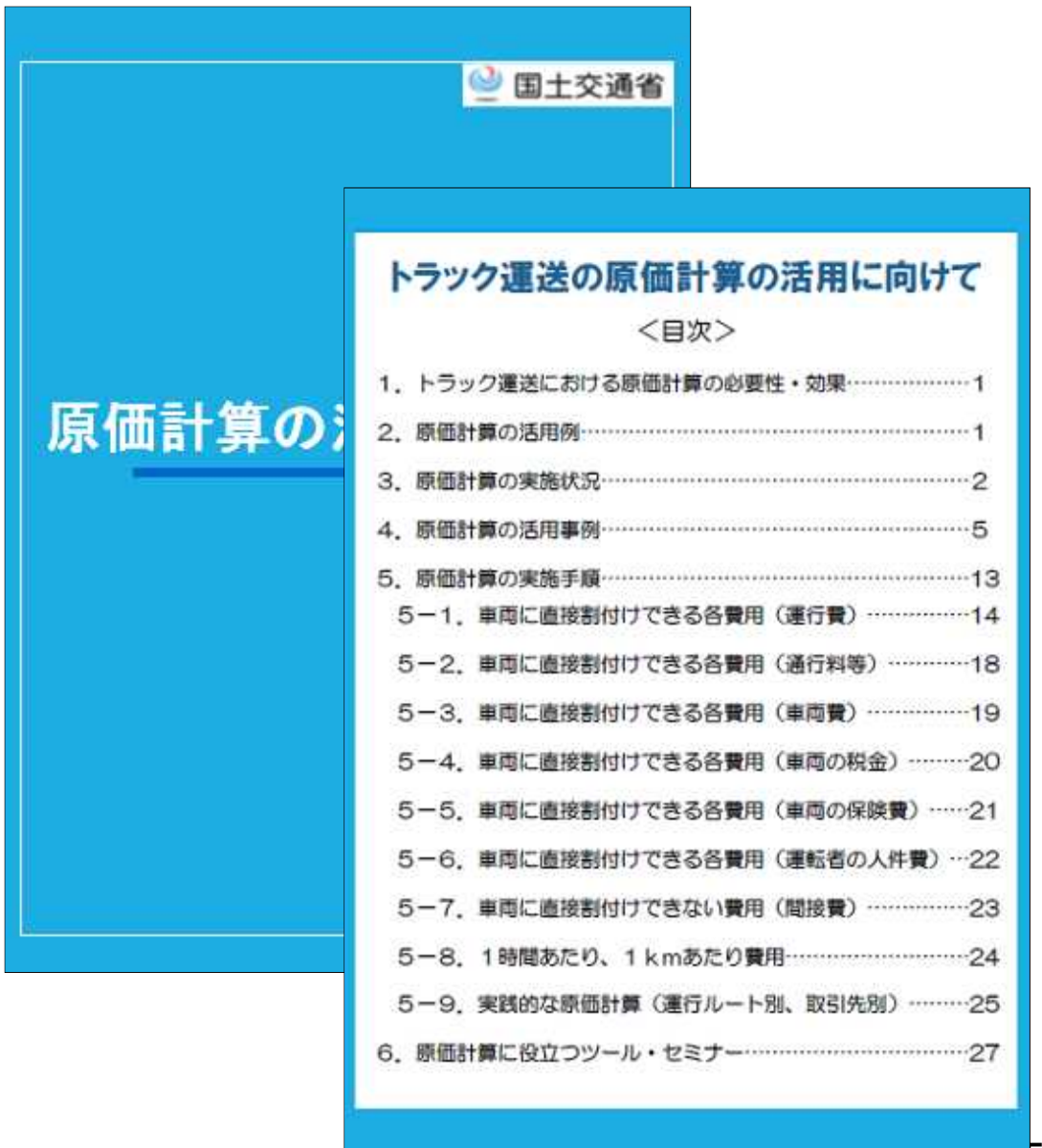
トラック運送における生産性向上方策に関する手引き

(平成29年3月発行、全54頁)



トラック運送の原価計算の活用に向けて

(平成29年3月発行、全29頁)



3. 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の検討状況について

○協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、**適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行う**ための場として、平成28年7月に「**トラック運送業の適正運賃・料金検討会**」を設置。第4回の会合を平成29年4月26日に開催。

<第3回検討会の議事> 平成29年2月20日開催

1. トラック事業者へのアンケート調査結果について
2. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
3. 運賃・料金に関する問題の構造について

<第4回検討会の議事> 平成29年4月26日開催

1. 運送以外のコストを適切に収受するための方策について
2. 運賃のあり方について
3. その他

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員	オブザーバー
----	--------

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 正田 聡 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合理国貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会副会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

トラック運送業における運賃・料金に関する調査

1. 調査目的

トラック事業における適正運賃・料金収受に向けた方策について検討を行うため、トラック運送事業者の運賃・料金の収受の実態及び収受ができていない原因等を把握することを目的とする。

2. 調査手法

Webアンケート及び郵送により調査を実施

3. 調査対象者

- ①各地方トラック協会役員・青年部会（約780者）
- ②全日本トラック協会が実施する景況感調査等の協力者（約1,000者）
- ③その他（全日本トラック協会を通じて会員に協力を呼びかけ）

4. 調査内容

次項調査項目のとおり

5. 調査時期

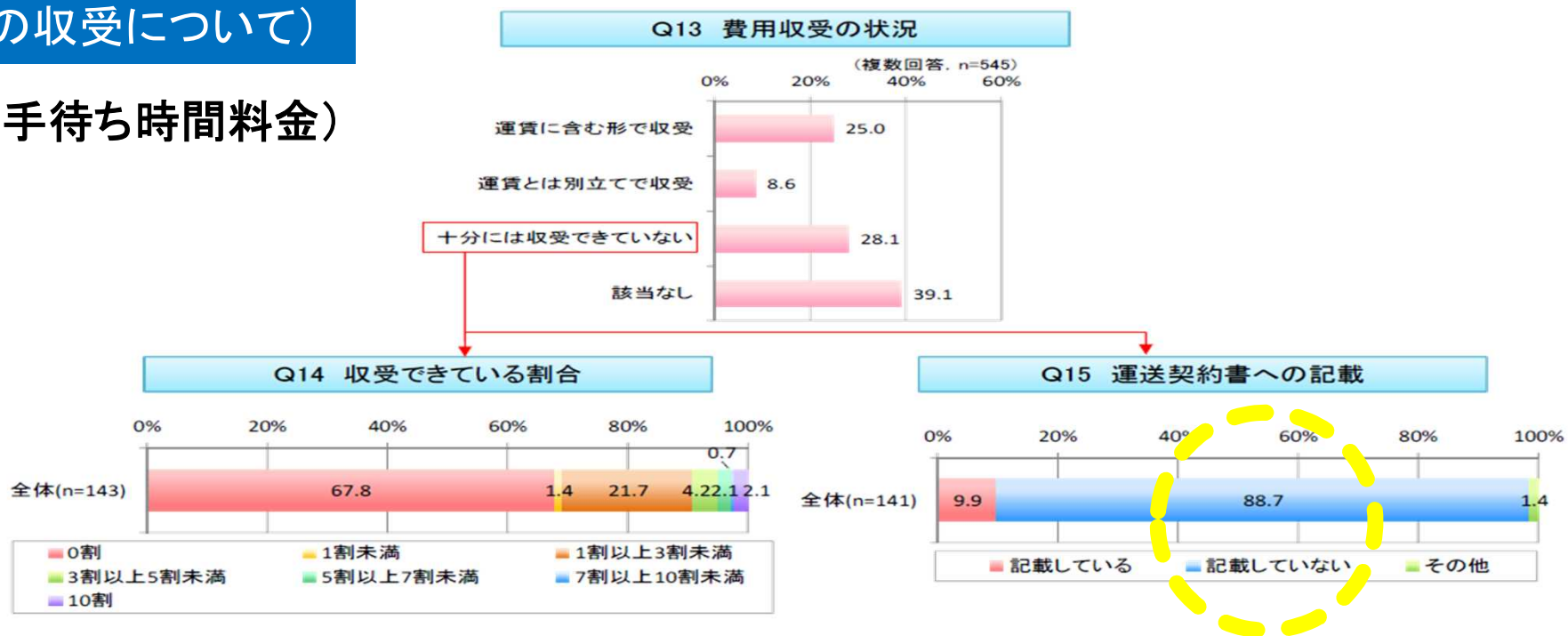
平成28年12月26日～平成29年1月31日

【調査項目】

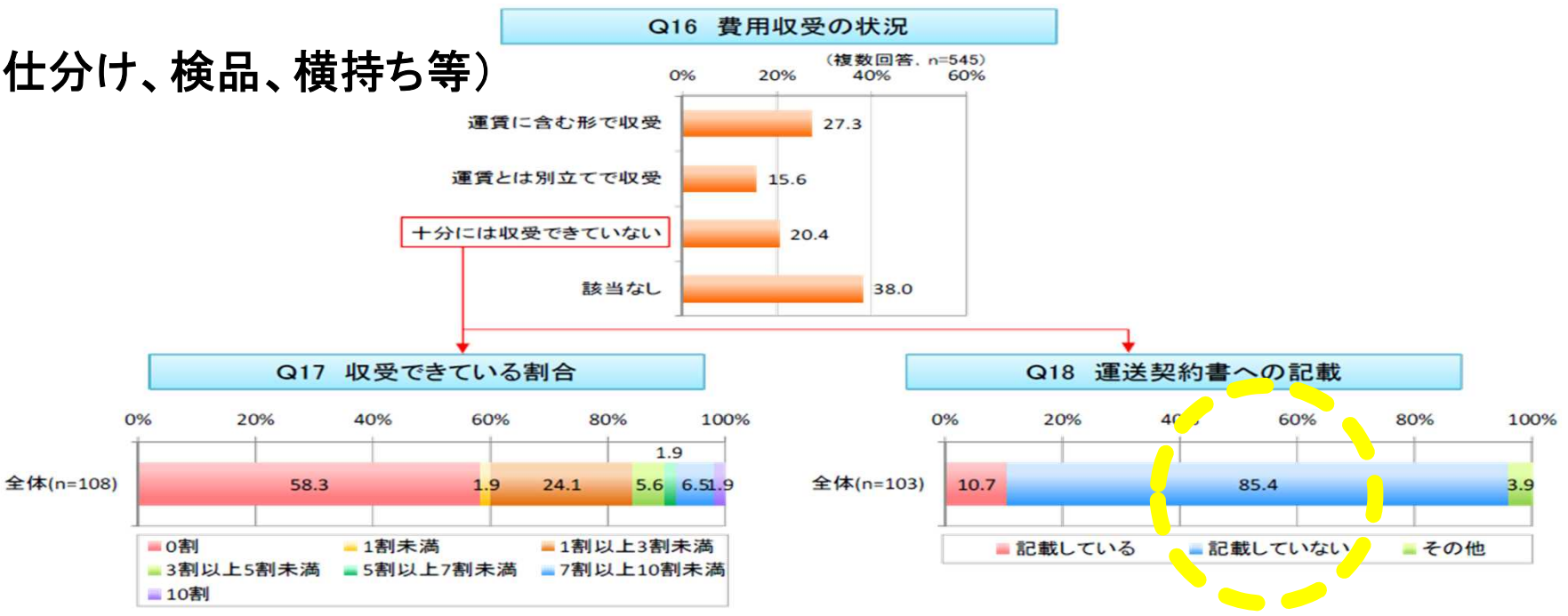
1. トラック事業者の概要（所在地、保有車両数、売上高の一番高い輸送品目等）
2. 売上高の一番高い輸送品目に係る以下の内容
 - ☐ 主な運送委託者の属性
 - ☐ 取引の立場（何次請けで請け負っているか）
 - ☐ 適用している運賃体系
 - ☐ 料金・費用の収受状況
 - ☐ 運賃・料金の決定方法
 - ☐ 契約書面化の状況 等
3. 安全対策、環境対策、人件費にかかるコストの収受状況
 - ☐ 十分な支払いを受けているか否か、十分な支払いがない場合の問題点
4. 十分な運賃・料金収受のために効果的と思われる方法（各項目を5段階評価）
 - ☐ 運賃設定の方法（原価計算に基づく設定、目安となる標準運賃・下限運賃）
 - ☐ 附帯業務費等の料金を運賃とは別建てで収受できる環境をつくる
 - ☐ 取引先との交渉スキルの向上、運送契約の書面化
 - ☐ 契約時に荷主が委託先の法令遵守状況を確認
 - ☐ 事業を開始する際の事前チェックの強化
 - ☐ 法令未遵守事業者への指導強化
 - ☐ 下請を2次・3次等に制限 等
5. 適正取引推進に係る各種ガイドラインの活用状況（書面化、下請取引、燃料サーチャージ）
6. トラック事業の経営状況
 - ☐ 継続的な取引のある運送委託者の数
 - ☐ 会社全体の売上高、営業利益、経常利益、トラック事業における売上高、営業利益
 - ☐ 利益に影響する大きなコストは何か
 - ☐ ドライバーの月あたりの平均賃金、労働時間
 - ☐ ドライバーの確保状況 等

取引状況(費用の收受について)

車両留置料(手待ち時間料金)



付帯業務料(仕分け、検品、横持ち等)



取引状況(費用の収受について)

積込・取卸料

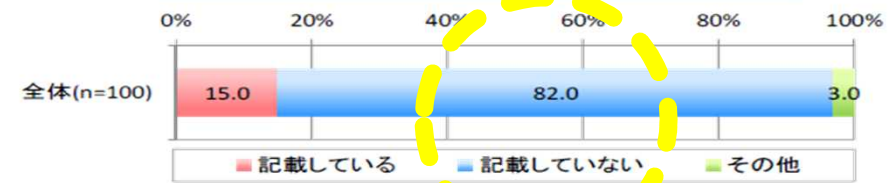
Q19 費用収受の状況



Q20 収受できている割合



Q21 運送契約書への記載

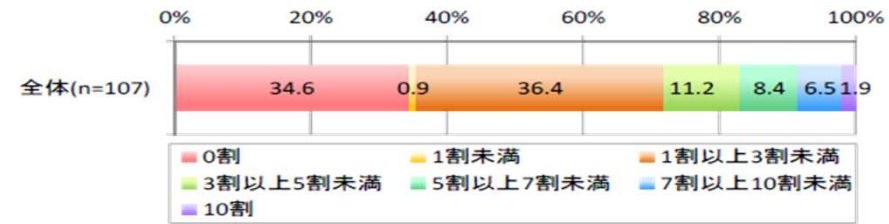


通行料(高速道路利用料等)

Q22 費用収受の状況



Q23 収受できている割合

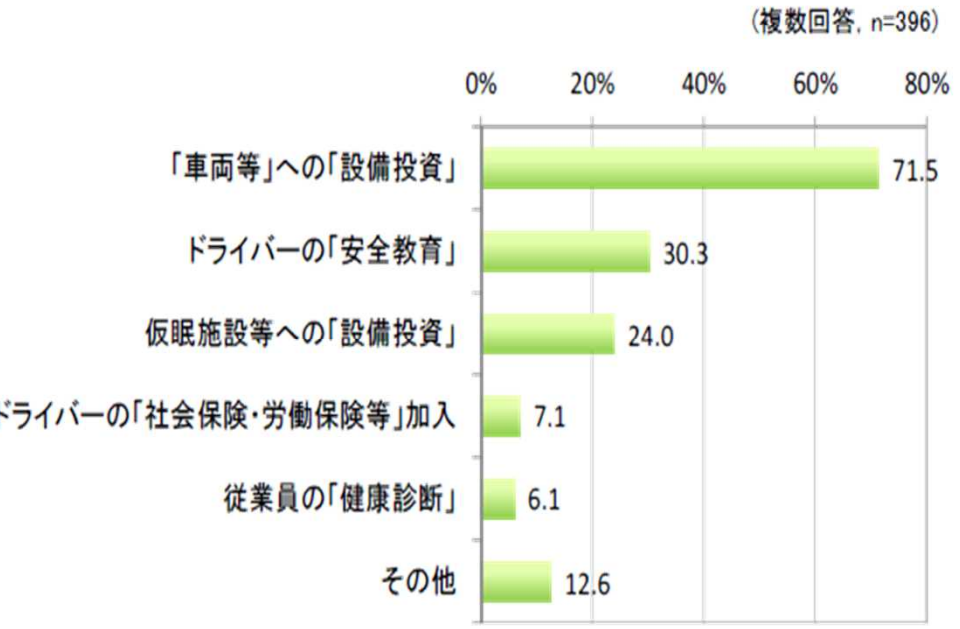
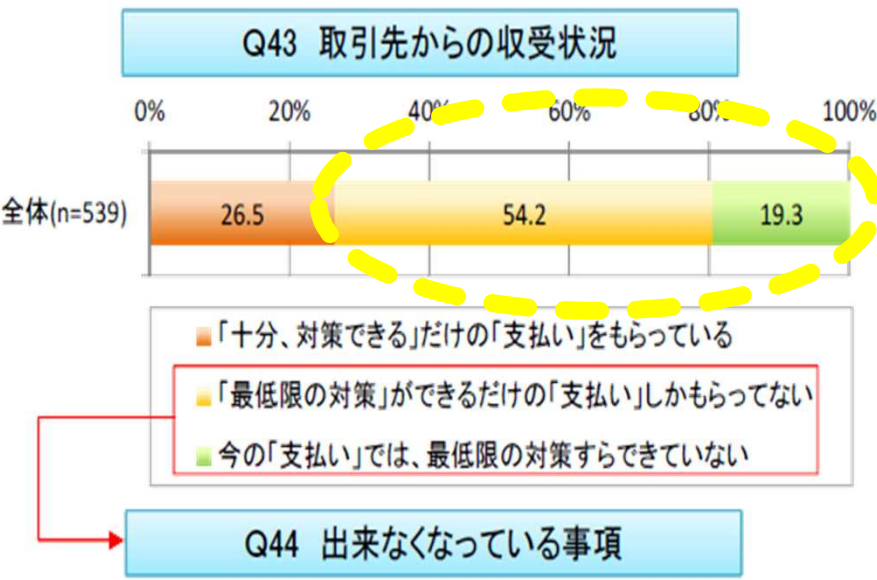


Q24 運送契約書への記載

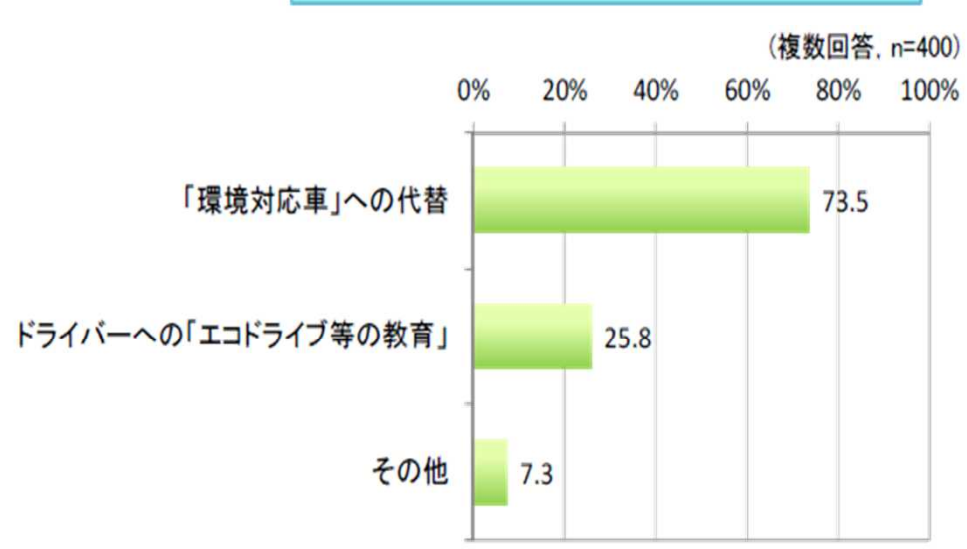
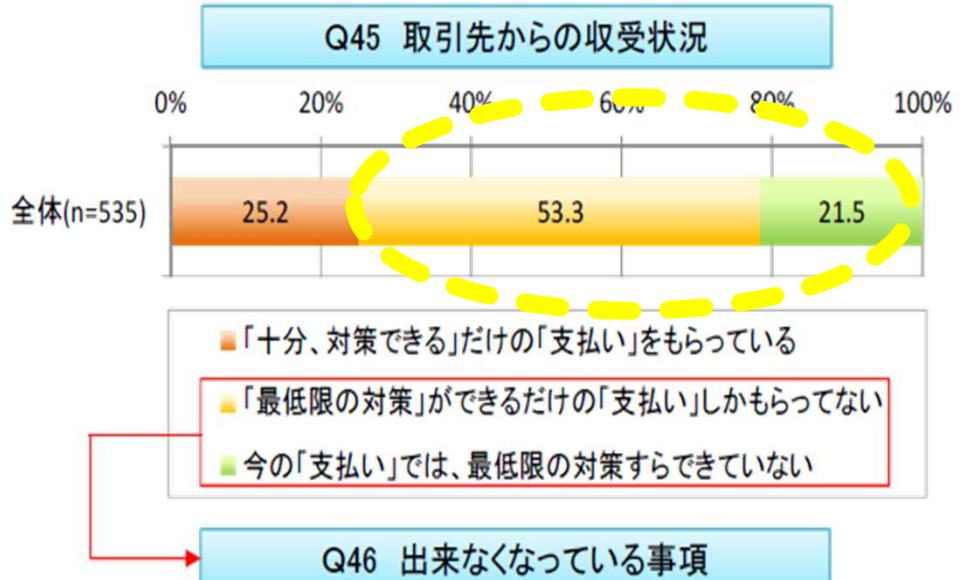


取引状況（費用の収受について）

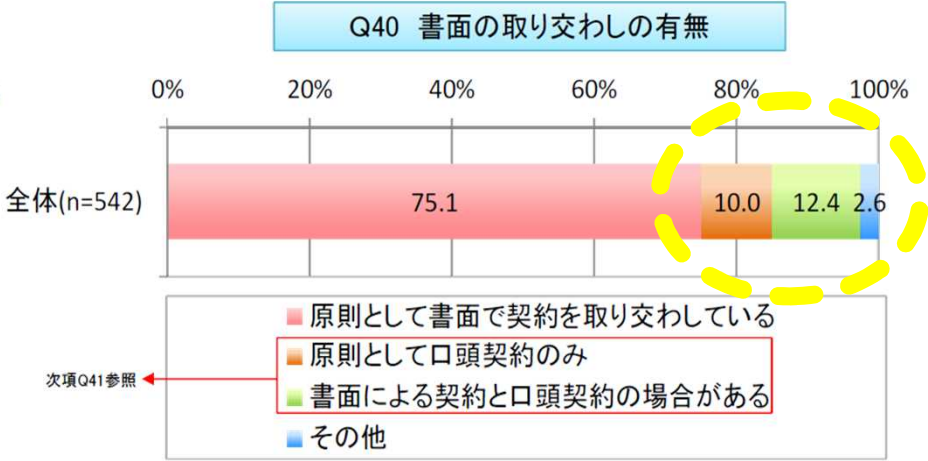
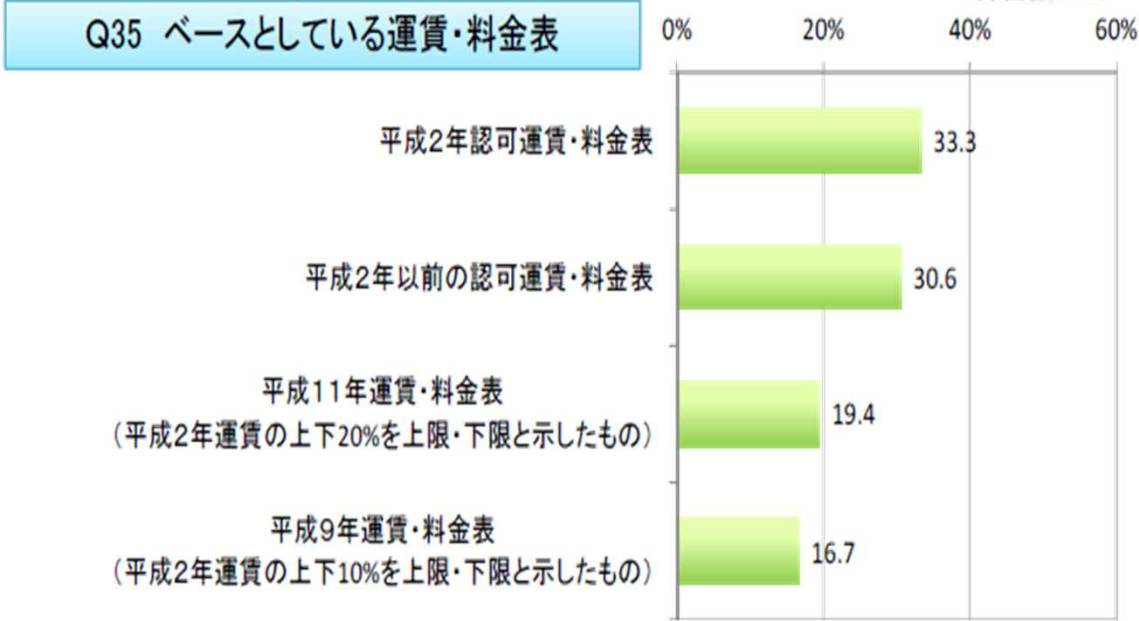
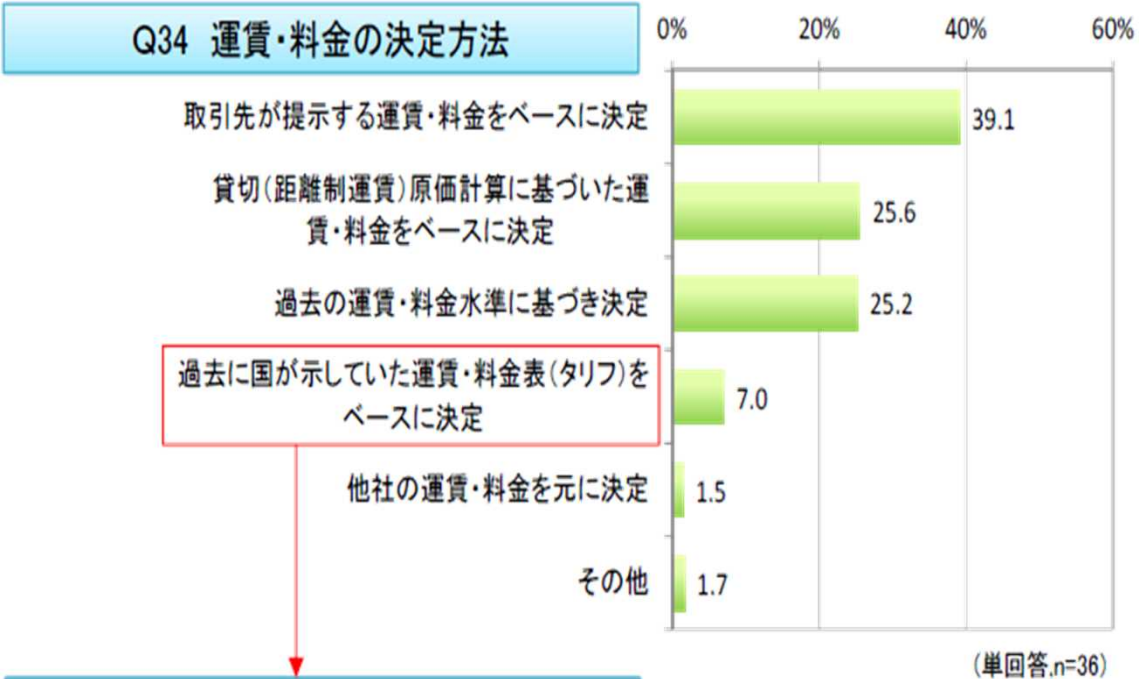
安全対策費



環境対策費



運賃・料金の決定方法と書面化



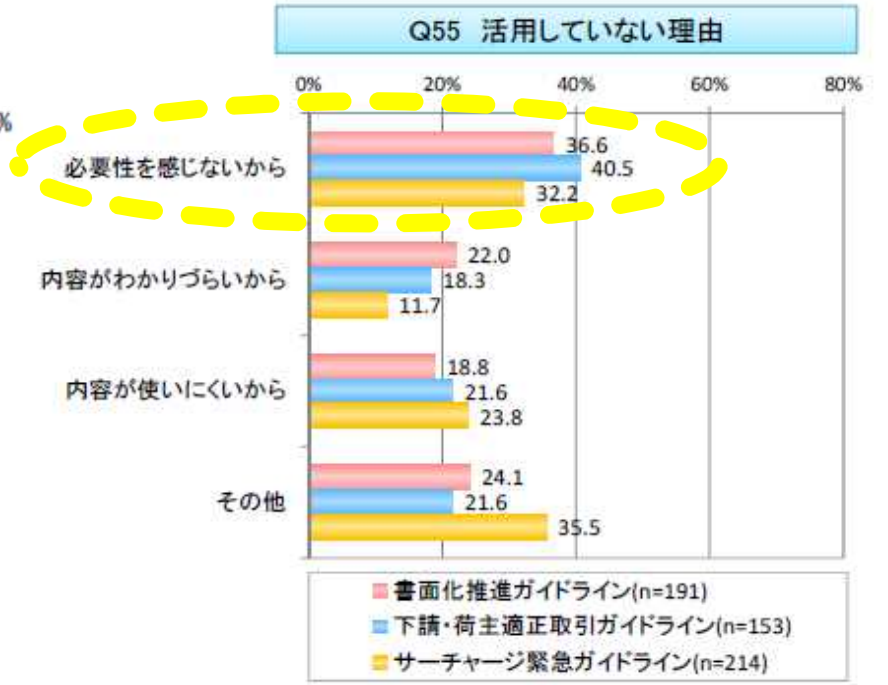
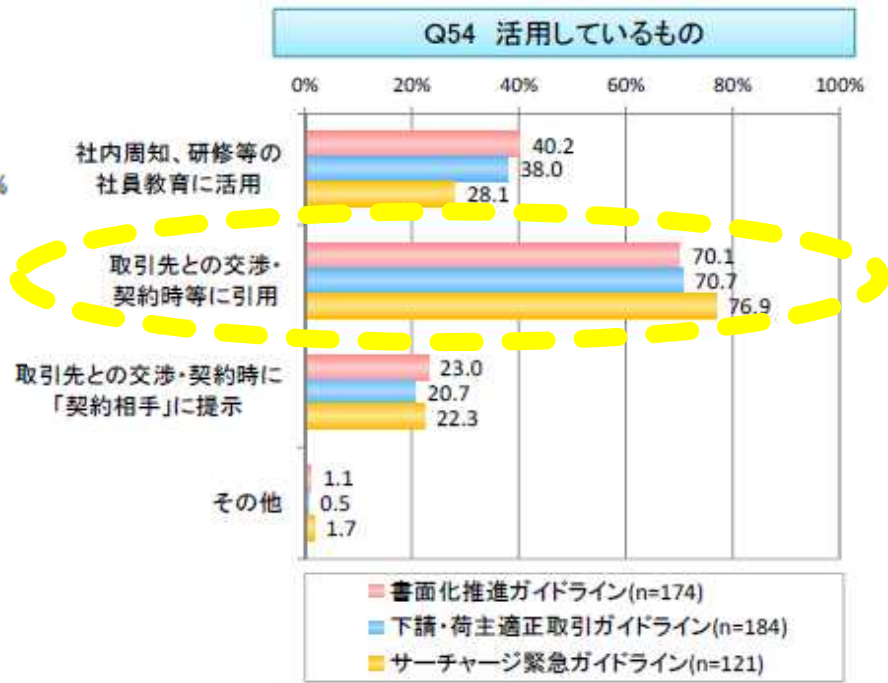
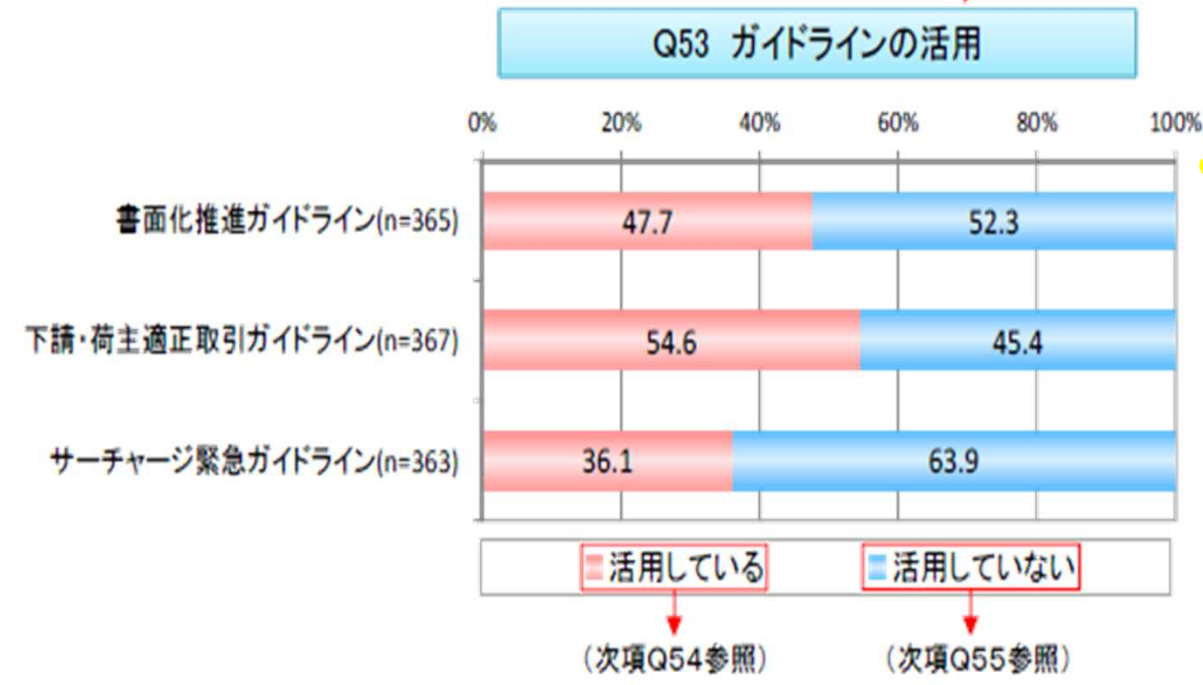
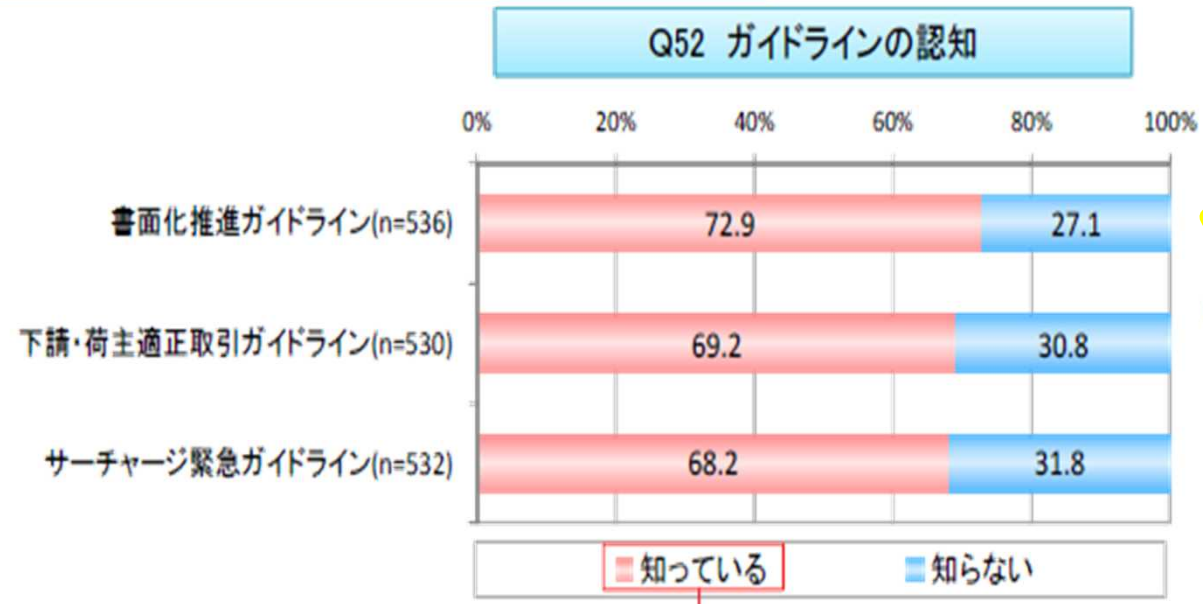
Q41 口頭契約としている理由

記述内容
・長年の付き合いや信頼関係(18件)
・当日の配車、積荷の数、場所、重量等が毎回異なるため(13件)
・荷主の作業負担軽減への配慮(6件)
・契約書に書けない突発的な輸送依頼があるため(6件)
・口頭契約で問題ないため(4件)
・昔からの慣習(3件)
・その時の状況によって金額が変わるため(3件)
・荷主の要望(3件)
・スポット便のため(3件)
・相手から要請がない(2件)
・整備が追いついていないため。
・事前の価格交渉をあまり行っていないため。
・取引内容に特別な条項(距離増や時間増)がなければ、契約書を交わさなくても問題ない。
・荷主がサーチャージ等も含め書面化に応じしてくれない。簡単な運賃表での契約のみである。
・商品の種類が多く、書面化するのは手間が掛かる。商品の種類の取り扱いが頻繁に変わる。
・当社は、工事用骨材運搬を主として経営しています。また、荷主は当社と同じ経営者ですので、工事関係は契約し、一般は口頭が多いです。
・書面による細かい契約を交わすことは煩わしいため、お互いに常識的な基準があり、そこで折合を付けることが一番スムーズに事が進むため。
・書面の新規締結には、真荷主の理解承諾が必須であるにもかかわらず、当社と真荷主の間に立つ荷主が真荷主に対して交渉することを極端に拒むため、書面契約の改定が(付帯作業料金等詳細)全く進まない。同業他社についても同様の状況であるが、当社からあまり強く要望申し入れを行うと「そんなことを言うのはおたくだけだ」というニュアンスで高圧的態度をとられることがあり、進捗が望めない。

3. 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の検討状況について

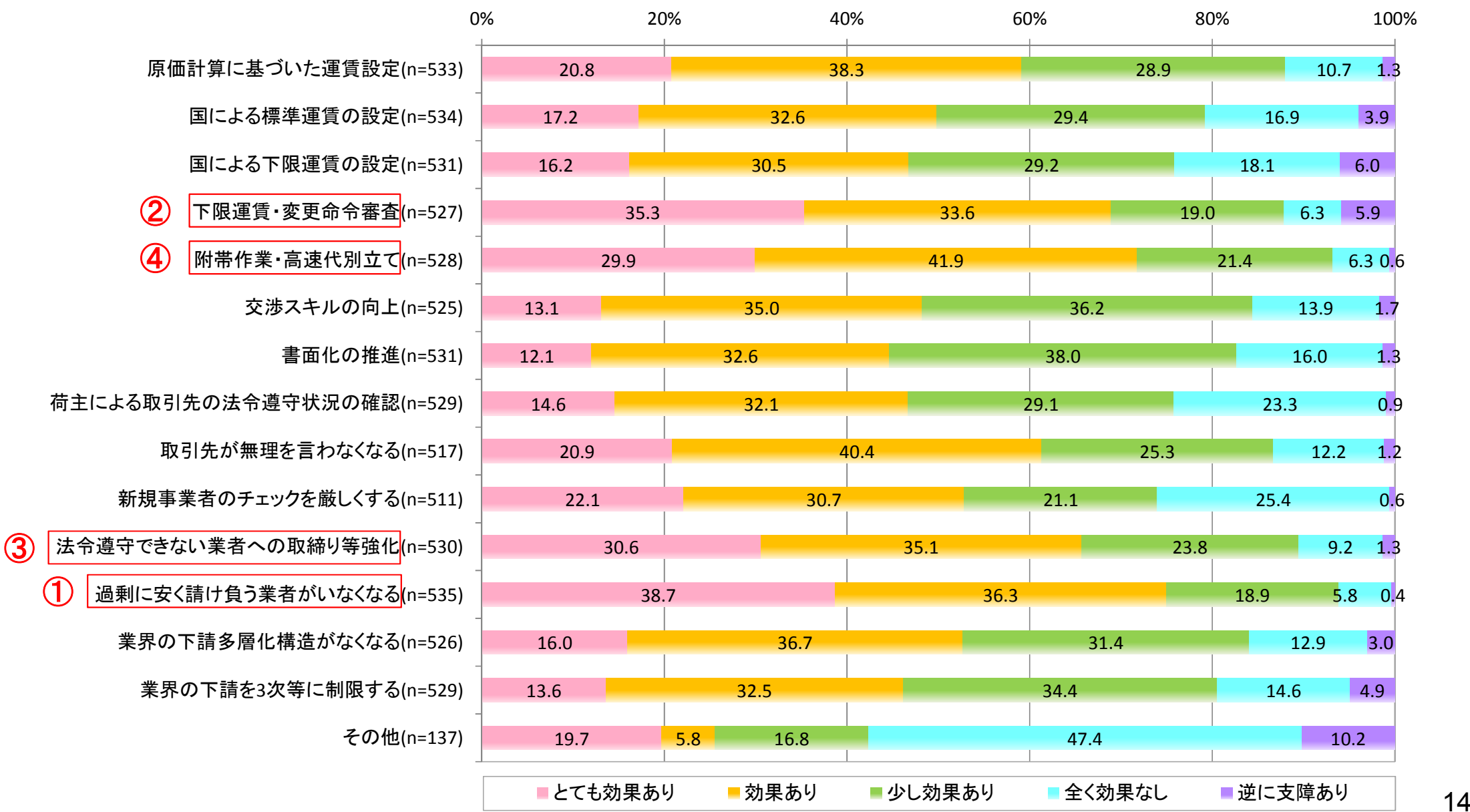
国土交通省

適正取引推進に係る各種ガイドライン



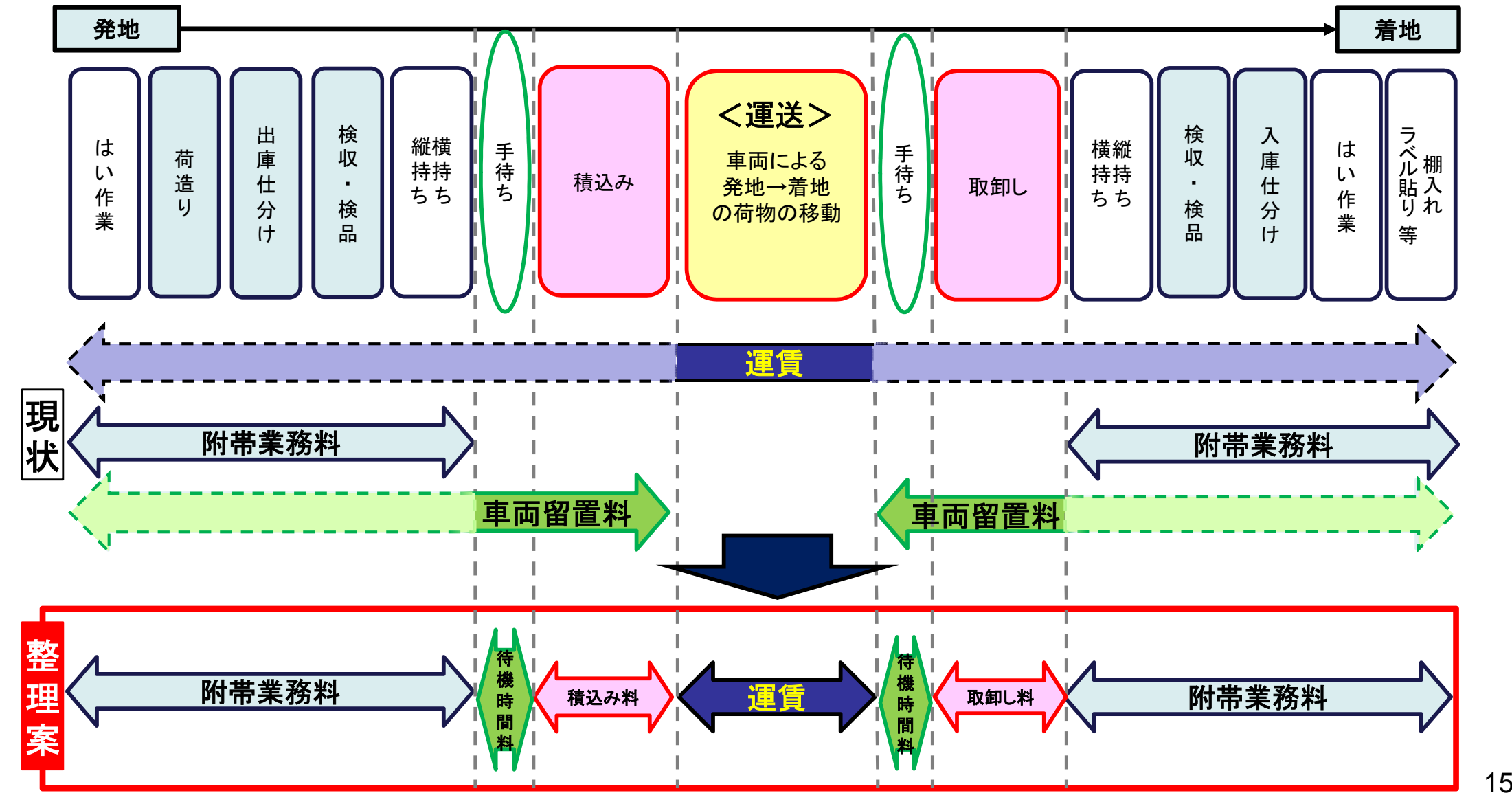
運賃・料金の効果的な収受方法

Q49 「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)



運送及び運送以外の役務への対価の明確化

- 【論点】
- 「運賃」は「運送の対価」であることを明確にするため、以下の範囲としてよいか。
 - 積み込み・取卸しの対価は「運賃」とは別としてよいか。
 - 「車両留置料」は待機の対価であることを明確にしてよいか。



運送及び運送以外の役務への対価の明確化(告示等改正)

標準貨物自動車運送約款等の改正案(概要)

1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成28年7月に立ち上げた「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」において、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきた。

同検討会では、本年1月に「トラック運送業における運賃・料金に関する調査」を実施したが、**約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料(手待ち時間料金)、積込み・取卸し費用が十分に收受できていないという結果**となり、**十分な收受に向けた対策の必要性**が明らかになった。

また、十分な運賃・料金の收受のために効果的な方策について聞いたところ、**「附帯作業費・高速代」等について「運賃とは別立て」で收受できる環境を作ることが効果的だという意見が約7割**に達し、同検討会においても**運賃と料金を明確化すべき**との意見をいただいた。

2. 概要 ※下記のほかに、貨物課長通達「一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について(仮称)」の発出を予定

(1) 標準貨物自動車運送約款、標準貨物軽自動車運送約款の一部改正

- ・**運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定**
- ・貨物の積付けについて、貨物自動車運送事業者の責任において行うことを規定
- ・貨物自動車運送事業者が料金を收受して積込み又は取卸しを行う場合に、貨物自動車運送事業社の責任において行うことを明確化
- ・**発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化**
- ・**附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加**

(2) トラック運送業における書面化推進ガイドラインの一部改正

- ・**運送引受書における必要記載事項に「料金」を追加、具体例として「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」及び「附帯業務料」を規定**
- ・必要記載事項の記載要領において、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」の料金の定義を規定
- ・**附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加**
- ・運送引受書の基本様式を料金の内容が記載できるよう改正

(3) トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの一部改正

- ・**「運賃」とは、貨物の運送(場所的移動及び、運送に必要な定型的な積付け業務)に対する対価とすることを明確化**
- ・(1)(2)の改正を反映

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成29年7月

施行:平成29年10月

4. 働き方改革について

働き方改革実現会議

- 一億総活躍社会をひらく最大のチャレンジである「働き方改革」について、その実行計画の策定等に係る審議を行うもの。
- 総理自らを議長、働き方改革担当大臣・厚生労働大臣を議長代理として、関係大臣・有識者（労使双方の代表、専門的知見や現場での活動経験を有する者）が参加。

議長 安倍晋三 内閣総理大臣
 議長代理 加藤勝信 働き方改革担当大臣
 構成員 麻生太郎 副総理 兼 財務大臣
 石原伸晃 経済再生担当大臣
 世耕弘成 経済産業大臣

塩崎恭久 厚生労働大臣
 菅 義偉 内閣官房長官
 松野博一 文部科学大臣
 石井啓一 国土交通大臣

（有識者）

生稲晃子 女優
 岩村正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 大村功作 全国中小企業団体中央会会長
 岡崎瑞穂 株式会社オーザック専務取締役
 金丸恭文 フューチャー代表取締役会長兼社長グループCEO
 神津里季生 日本労働組合総連合会会長
 榊原定征 日本経済団体連合会会長
 白河桃子 相模女子大学客員教授、少子化ジャーナリスト
 新屋和代 リソナホールディングス執行役 人材サービス部長
 高橋 進 日本総合研究所理事長
 武田洋子 三菱総合研究所政策・経済研究センター副センター長 チーフエコノミスト
 田中弘樹 株式会社イトーヨーカ堂 執行役員人事部長
 樋口美雄 慶應義塾大学商学部教授
 水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授
 三村明夫 日本商工会議所会頭

4. 働き方改革について

働き方改革実行計画

平成29年3月28日
働き方改革実現会議決定

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

- (1) 経済社会の現状
- (2) 今後の取組の基本的考え方
- (3) 本プランの実行
 - (コンセンサスに基づくスピードと実行)
 - (ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組)
 - (フォローアップと施策の見直し)

2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

- (1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備(基本的考え方)
 - (同一労働同一賃金のガイドライン)
 - ① 基本給の均等・均衡待遇の確保
 - ② 各種手当の均等・均衡待遇の確保
 - ③ 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保
 - ④ 派遣労働者の取扱
- (法改正の方向性)
 - ① 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備
 - ② 労働者に対する待遇に関する説明の義務化
 - ③ 行政による裁判外紛争解決手続の整備
 - ④ 派遣労働者に関する法整備

3. 賃金引上げと労働生産性向上

- (1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善
- (2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

- (基本的考え方)
- (法改正の方向性)
- (時間外労働の上限規制)
- (パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策)
- (勤務間インターバル制度)
- (法施行までの準備期間の確保)

- (見直し)
- (現行制度の適用除外等の取扱)
- (事前に予測できない災害その他事項の取扱)
- (取引条件改善など業種ごとの取組の推進)
- (企業本社への監督指導等の強化)
- (意欲と能力ある労働者の自己実現の支援)

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

- (1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
- (2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援
- (3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

- (1) 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援などの充実
- (2) 多様な女性活躍の推進
- (3) 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

- (1) 会社の意識改革と受入れ体制の整備
- (2) トライアングル型支援などの推進
- (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

- (1) 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進(男性の育児・介護等への参加促進)
- (2) 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

- (1) 転職者の受入れ企業支援や転職者採用の拡大のための指針策定
- (2) 転職・再就職の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就業促進

12. 外国人材の受入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

- (時間軸と指標を持った対応策の提示)
- (他の政府計画との連携)

5. その他（中継輸送の普及・実用化）

中継輸送の普及・実用化に向けた取組について

長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送 ➡ 労務負担の軽減や人手不足の緩和に資する

【実施に当たっての課題】

○平成27年度から28年度にかけて「中継輸送実証実験モデル事業」を実施

○モデル事業を通じて、中継輸送の実施に当たっての具体的な課題が明らかに

- ・中継輸送を行うトラック事業者同士のマッチングの場が十分でないこと
- ・トラック事業者同士が交わす協定書の項目が明確でないこと

等

【普及・実用化に向けた取組】

手引書の作成

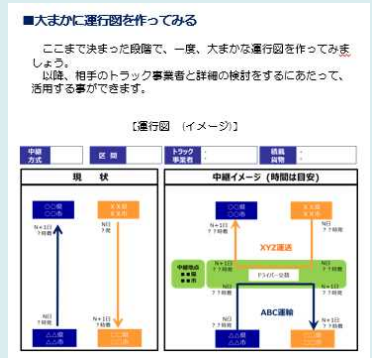
平成29年3月に、中継輸送の実施に当たって検討すべき事項や必要となる資料等について、分かりやすく解説した手引書を作成

【手引書の項目】

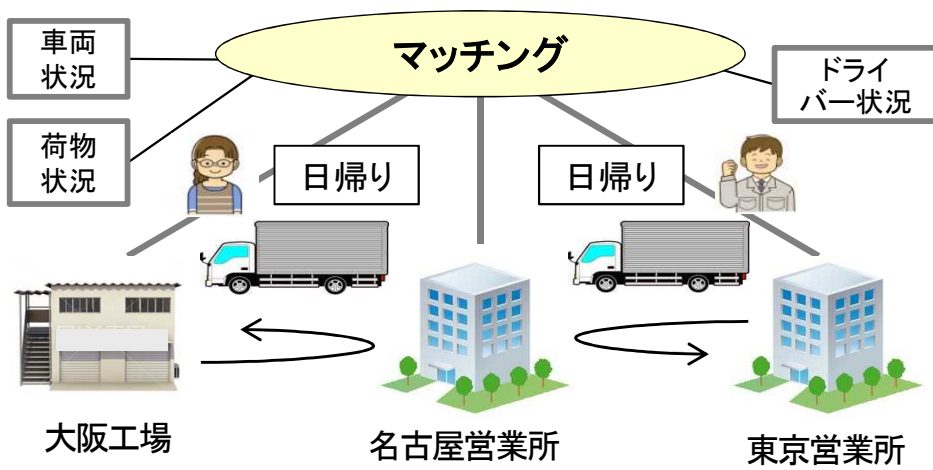
- ・中継輸送の実施ルール
 - ・中継輸送の枠組み
 - ・中継輸送の運用の詳細
- ※協定書の項目例

等

手引書（抜粋）



中継輸送のイメージ



周知・支援等

○各都道府県等のトラック事業の協同組合に対し、中継輸送のマッチング機能を担うよう働きかける

○上記の手引書について、ホームページや説明会等を通じて、トラック事業者の利用を促していく

5. その他（荷待ち時間の記録義務付け）

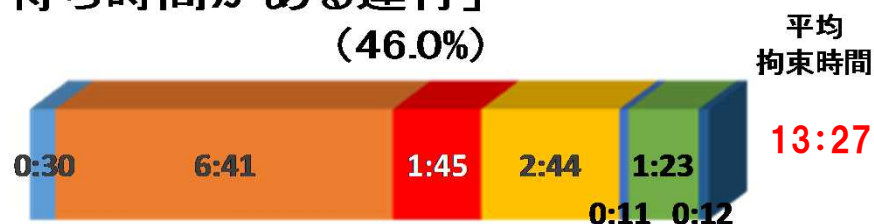
長時間労働の改善に向けて

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つは、荷主庭先での長時間の荷待ち時間・荷役時間

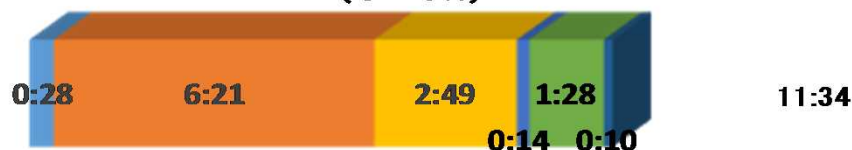
- 荷主企業と運送事業者が一体となって、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等、長時間労働の改善に取り組むことが重要

1運行の平均拘束時間とその内訳 （手待ち時間の有無別）

「手待ち時間がある運行」 （46.0%）

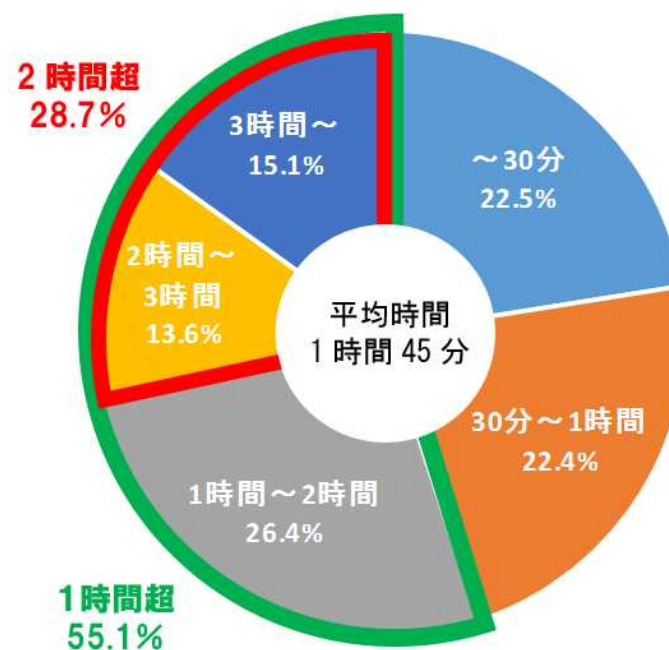


「手待ち時間がない運行」 （54.0%）



■ 点検等 ■ 運転 ■ 手待 ■ 荷役
■ 付帯他 ■ 休憩 ■ 不明

1運行あたりの手待ち時間の分布



出典：トラック輸送状況の実態調査(H27)

5. その他（荷待ち時間の記録義務付け）

荷待ち時間の記録義務付け（省令改正）

パブリックコメント（意見募集）

平成29年3月29日～4月27日 終了

貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正案（概要）

1. 背景

今般、トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間の削減を図る上で、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める乗務記録の内容等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 乗務等の記録（第8条関係）

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる観点から、

- ・集荷及び配送を行った地点（以下「集荷地点等」という。）
- ・集荷地点等への到着日時及び集荷地点等からの出発日時
- ・集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時

についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。

（ただし、車両総重量又は最大積載量が一定のトン数以上の車両を対象とする。）

(2) 適正な取引の確保（第9条の4関係）

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成29年5月

施行：公布の一月後